

山梨県公報

第二千四百十九号

平成二十六年

五月二十九日

木 曜 日

公 告

● 特別保護地区の指定について
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、指定しようとする特別保護地区の名称、区域等を次のとおり公告し、この公告の日から平成二十六年六月十一日まで縦覧に供する。

平成二十六年五月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 大菩薩特別保護地区

1 特別保護地区の名称

大菩薩特別保護地区

2 特別保護地区の区域

県有林第九十林班ほ2、と1、と2、と3、と4、と5、と7、ち1、イ2、イ

3、イ6、ニ及びホ小班並びに第九十一林班い3、い4、イ、ロ1及びハ小班

3 特別保護地区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、大菩薩峠(標高千八百九十七メートル)を中心とした亜高山帯の地域であり、植生は尾根沿いにヤナギラン、オオバギボウシ、ミヤコザサ等が優先する草原となっており、その周辺にはダケカンバ、ジソウカンバ等の広葉樹を混生したシラベ及びコマツガ林が広がり、さらにその下部にはカラマツ植林が多いが自然林であるミズナラ及びブナの広葉樹林も残されている。

また、当該地域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、テン等、また、小型哺乳類ではニイガタヤチネズミ、ヒメヒミズ等が確認され、鳥類では、メボソムシクイ、コリリ等の亜高山帯の種からシジュウカラ、ホオジロ、ウグイス等の低山帯の種まで多様な鳥獣が生息している。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

目 次

○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除……………三〇七

公 告

○ 特別保護地区の指定について……………三〇七

○ 公聴会の実施……………三〇八

○ 土地改良区役員の退任及び就任……………三〇九

○ 都市計画の変更図書の縦覧……………三一〇

○ 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三一〇

○ 開発行為に関する工事の完了について……………三一〇

○ 一般競争入札について(二件)……………三一〇

公安委員会

○ 山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………三二三

告 示

山梨県告示第七十六号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として平成二十六年山梨県告示第七十三号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、その指定を解除する。

平成二十六年五月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定を解除する区域 中巨摩郡昭和町西条字山宮地三百五十八番一の一部

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物

三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

1 から4までに掲げる事項の縦覧場所

山梨県森林環境部みどり自然課及び山梨県峡東林務環境事務所

二 白鳳特別保護地区

1 特別保護地区の名称
白鳳特別保護地区

2 特別保護地区の区域

県有林第一林班イ、ロ及びハ小班、第二林班い1、イ、ロ、ハ、ニ及びホ小班、第三林班イ及びロ小班、第六林班ロ小班、第八林班ニ及びホ小班、第九林班イ、ロ及びハ小班、第十林班イ、ロ及びハ小班、第十一林班イ小班、第十三林班イ及びロ小班、第十四林班、第十五林班、第十六林班、第十七林班、第十八林班、第二十二林班い3、ロ1及びイ小班、第二十一林班い2、ろ1及びろ2小班、第二十二林班ろ2及びイ小班、第七十七林班イ、ロ、ハ及びニ1小班、第七十八林班い1及びロ小班並びに第七十九林班い3及びロ小班

3 特別保護地区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた南アルプス地域は、南アルプスの主峰である北岳(標高三千九百九十三メートル)を含む白根三山(北岳、間ノ岳(標高三千九百九十メートル)、農鳥岳(標高三千二百六十六メートル)、仙丈ヶ岳(標高三千三百三十三メートル)及び鳳凰三山(薬師岳(標高二千七百八十メートル)、観音岳(標高二千八百四十一メートル)、地藏ヶ岳(標高二千七百六十四メートル))を中心とした高山帯の地域であり、中心部には野呂川が流れ地形は急峻で谷が深い。

当該地域の植生は、標高三千メートルを超える山の頂上付近には北岳のキタダケソウをはじめとした貴重な高山植物やハイマツが分布し、その下部にはウラジロナナカマド、ダケカンバ等の広葉樹林やコメツガ、シラビソ、オオシラビソ等の針葉樹林が発達し、さらにその下部にはブナ及びミズナラの林が分布しており

高山帯から亜高山帯までの植生を示す林相の変化に富んだ地域である。

また、当該地域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、タヌキ、ニホンザル等、また、小型哺乳類では高山性のオコジョのほか希少なニイガタヤチネズミ、ヒメヒミズ及びトガリネズミが確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、希少なイヌワシ、クマタカ等の猛禽類のほか、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ビンズイ等の高山・亜高山性の種からシジュウカラ、メジロ、ホオジロ等の低山帯の種まで多種多様な鳥獣が生息している。特にライチョウは、南アルプスの中でも最も個体数が多い地域であり、生息し、又は生育する動植物はライチョウ、キタダケソウ等の遺存種をはじめ、キタダケケンポウ等の希少な固有種が多く国内でも有数の自然環境を有する地域である。

以上の地域のうち、最も固有の生態系を有する中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

5 1 から4までに掲げる事項の縦覧場所

山梨県森林環境部みどり自然課、山梨県中北林務環境事務所及び山梨県峡南林務環境事務所

● 公聴会の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十六年五月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 大菩薩特別保護地区

1 開催日時

平成二十六年六月二十日(金)午後一時三十分

2 開催場所

甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 山梨県東山梨合同庁舎三階三〇三会議室

3 聴こうとする案件

大菩薩特別保護地区の指定について

4 公聴会に関する問い合わせ先

甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 山梨県峡東林務環境事務所森づくり推進課（電話〇五五三―二〇―二七二二）

二 白鳳特別保護地区

1 開催日時

平成二十六年六月二十三日（月）午後二時

2 開催場所

韮崎市本町四丁目二番四号 山梨県北巨摩合同庁舎四階四〇一会議室

3 聴こうとする案件

白鳳特別保護地区の指定について

4 公聴会に関する問い合わせ先

韮崎市本町四丁目二番四号 山梨県中北林務環境事務所森づくり推進課（電話〇五五三―二〇―二七二二）

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、御勅使川右岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十六年五月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理 事	櫻本 安善	南アルプス市有野三二三	平成二十六年三月三十一日
同	米山 忠直	飯野新田七二八	同
同	佐々木公夫	築山二二七	同
同	芦沢 清彦	有野六六八	同
同	浅利 覚	飯野新田一〇四〇	同
同	櫻本 進	有野七七三	同

二 就任

同	飯田 肇	飯野新田四二〇	同
同	矢崎 実	飯野新田三二四	同
同	市川 弘則	築山五二	同
監 事	清水 正基	有野二八九六	同
同	森谷 修	飯野新田八九〇―一	同
同	飯田 裕彦	築山二〇五	同

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理 事	芦沢 清彦	南アルプス市有野六六八	平成二十六年四月一日
同	浅利 覚	飯野新田一〇四〇	同
同	飯田 肇	飯野新田四二〇	同
同	矢崎 実	飯野新田三二四	同
同	有野 一成	有野一〇〇六	同
同	櫻本 進	有野七七三	同
同	市川 善英	築山八五	同
同	飯田 治夫	飯野新田九五七―二	同
同	山下 晃幸	築山二二〇	同
監 事	櫻本 安善	有野三二三	同
同	米山 忠直	飯野新田七二八	同

同 佐々木公夫 同 築山三七 同

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により山梨市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十六年五月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

峡東都市計画下水道

（山梨市公共下水道）

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十六年五月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町清水新居字小松田四〇三の一、四〇三の三、四〇三の四、四〇三の五、四〇三の六、四〇三の七、四〇三の八、四〇三の九、四〇三の一〇、四〇三の一及び四〇三の一二の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 ごみ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市飯田二丁目四番一号 株式会社エステイケイ 代表取締役 輿水 修

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年五月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

笛吹市境川町大坪字小町田六四九の一、六六〇の一、六六二の一、六六五、六六六の一、六六六の二、六六六の三、六六六の四、六六七の一、六六七の二、六六七の四、六六七の五、六六七の八、六九七の一、六九八の一、六九九の一、六九九の四、七〇三の一、七〇三の三、七〇三の八、七〇四の一、七〇六の一、七〇六の二、七〇六の三、七〇六の四、七〇六の五、七〇六の六、七〇六の七、七〇七の一、七〇七の二、七〇七の三、七〇八、七〇九の一、七〇九の二、七〇九の三及び七一〇の一並びに石和町砂原字下八丁九四六の一、九四八、九四九、九五〇、九五一の一、九五六及び九五九の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

笛吹市境川町大坪六百三十番地 株式会社笛吹 代表取締役 田原 勝代

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年五月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 情報処理実習装置

(二) 数量 二式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 平成二十六年八月二十九日

4 納入場所 山梨県立甲府工業高等学校（山梨県甲府市塩部二丁目七番一号）及び山梨県立増穂商業高等学校（山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺千三百七十二番地）

二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項の規定に該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二條第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの

(四) 営業に關し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(物品)のうち、「情報機器」又は「通信機器」に係る登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十六年五月二十九日(木)から同年六月六日(金)まで(山梨県の休日を含める(平成年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

五 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課
入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から平成二十六年六月六日(金)までの(県の休日を除く。)、四の3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日から平成二十六年六月六日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

(二) 郵便で請求する場合は、六の6(三)に掲げる問い合わせ先に電話連絡の上、封筒の表に「入札説明書請求」と朱書し、二百五十円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒(角型二号)を同封し、四の3に掲げる場所宛に平成二十六年六月四日(水)までに到着するように送付すること。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年七月十日(木)午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号山梨県民会館三階出納局入札室

4 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に關して不正の行為があつたとき。

(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第八條の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八條の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五―二三―一三九五）

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Computers for Educational Use in High School Information Processing Classes 2 units

2 Date and time for tender

2:00PM July 10, 2014

3 Bureau in charge

Management Division, Treasury Bureau, Yamamashi Prefectural Government 1-6-1

Marunouchi Kofu Yamamashi 400-8501 Japan

TEL 055-223-1395

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年五月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 普通科高校教育用コンピュータ設備

(二) 数量 四式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 平成二十六年八月二十九日

4 納入場所 山梨県立北杜高等学校（山梨県北杜市長坂町渋沢千七番地十九）、山梨県立上野原高等学校（山梨県上野原市八ツ沢五百五十五番地）、山梨県立富士河口湖高等学校（山梨県南都留郡富士河口湖町船津六千六百六十三番地一）及び山梨県立韮崎高等学校（山梨県韮崎市若宮三丁目二番一号）

二 事務を担当する所屬 山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項の規定に該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（物品）のうち、「情報機器」又は「通信機器」に係る登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十六年五月二十九日（木）から同年六月六日（金）まで（山

梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
 - 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。
- 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課
- 五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所等 この公告の日から平成二十六年六月六日（金）までの（県の休日を除く）、四の3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。
- 2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日から平成二十六年六月六日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

(二) 郵便で請求する場合は、六の6(三)に掲げる問い合わせ先に電話連絡の上、封筒の表に「入札説明書請求」と朱書きし、二百五四分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（角型二号）を同封し、四の3に掲げる場所宛に平成二十六年六月四日（水）までに到着するように送付すること。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年七月十日（木）午前十一時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号山梨県民会館三階出納局入札室

4 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

5 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五―二三―一三九五）

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Educational Computer Devices For Academic High Schools 4 units

2 Date and time for tender

11:00AM July 10, 2014

3 Bureau in charge

Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1

Manouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan

TEL 055-223-1395

公安委員会

山梨県公安委員会規則第四号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年五月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 真田幸子

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次

のように改正する。

第十五条第五項中「終了証書」を「終了証明書」に改め、同条第六項中「取消処分者講習終了証書」を「終了証明書」に、「終了証書を亡失、滅失」を「当該終了証明書を亡失し、滅失し、」に改める。

第十七条の六第一項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改め、同条第二項中「第十八条の二の二第五項」を「第十八条の二の三第五項」に改める。

別表第一の四を次のように改める。

別表第1の4 (第16条関係)

停止処分者講習の講習科目及び時間割

その1 四輪運転者用

講 習 科 目	講 習 時 間		
	短 期	中 期	長 期
開 講 1 道路交通の現状 2 交通事故の実態 3 運転者の社会的立場 4 安全運転の心構え	30分 30分	60分 60分	60分 60分
5 安全運転の基礎知識 6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法 7 構造取扱いの知識	90分 20分	150分 30分	150分 30分
8 事件事例研究に基づく安全運転の方法		60分 60分	120分 120分
9 講習対象者別に必要な安全運転の知識	90分	120分	120分
10 筆記による診断と指導又は運転適性検査器材の使用による診断と指導	180分 160分	120分 120分	120分 120分
11 実車による診断と指導又は運転シミュレーター操作による診断と指導		120分 120分	150分 150分
12 面接指導	30分 30分	60分 60分	90分 90分
考 査	30分 30分	30分 30分	30分 30分
講 習 時 間 合 計	360分 360分	600分 600分	720分 720分

備考1 「講習時間」欄に掲げる数字のうち、内の数字は、飲酒学級、速度学級等特別学級を設けた場合における講習時間を示す。

2 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設ける。

停止処分者講習の講習科目及び時間割

その2 二輪運転者用

講 習 科 目	講 習 時 間		
	短 期	中 期	長 期
開 講 1 道路交通の現状 2 交通事故の実態 3 運転者の社会的立場 4 安全運転の心構え	30分 □30分	60分 □60分	60分 □60分
5 安全運転の基礎知識 6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法 7 構造取扱いの知識	90分 □20分	150分 □30分	150分 □30分
8 事件事例研究に基づく安全運転の方法		60分 □60分	120分 □120分
9 講習対象者別に必要な安全運転の知識	90分 □90分	120分 □120分	120分 □120分
10 筆記による診断と指導又は運転適性検査器材の使用による診断と指導	180分 □160分	120分 □120分	120分 □120分
11 実車による診断と指導又は運転シミュレーター操作による診断と指導		120分 □120分	150分 □150分
12 面接指導	30分 □30分	60分 □60分	90分 □90分
考 査	30分 □30分	30分 □30分	30分 □30分
講 習 時 間 合 計	360分 □360分	600分 □600分	720分 □720分

備考1 「講習時間」欄に掲げる数字のうち、□内の数字は、飲酒学級、速度学級等特別学級を設けた場合における講習時間を示す。

2 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設ける。

別記様式第十二の三を次のように改める。

第 号

写 真

押出し

スタンプ

取 消 処 分 者 講 習 終 了 証 明 書

住 所
氏 名
生年月日

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第2号
に掲げる取消処分者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

実 施 機 関 印

備考1 写真は、講習前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

2 実施機関は、交付する「公安委員会名」又は「指定講習機関名及び管理者」とする。

別記様式第十二の四を次のように改める。

取消処分者講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

殿

申請者

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日生

印

再交付を申請する
理 由

受 験 日 ・ 場 所

年 月 日

備考 氏名、生年月日及び住所は、明りょうにかい書で記載すること。

別記様式第十三の十を次のように改める。

取消処分者講習結果報告書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

指定講習機関名 印
管 理 者

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習を

年 月 日に終了したので報告する。

番号	氏名 生年月日	住 所	性別	講習の 区分	指導員 氏名
備考					

- 備考1 「番号」欄は、実施日ごとの番号とすること。
- 2 「講習の区分」欄は、四輪又は二輪の別を記載すること。

附則

この規則は、平成二十六年六月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番